

## 播磨高原広域事務組合英語検定料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）を受験する生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、英語検定に係る検定料（以下「検定料」という。）の一部を補助することにより、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 組合立中学校に在籍する生徒で英語検定を受験した生徒（以下「生徒」という。）の保護者
  - (2) 生徒と生計を一にしている保護者
  - (3) 他の地方公共団体からの類似する補助金等の交付決定を受けていない保護者
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、播磨高原広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた者は、補助対象者とすることができる。

### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、管理者が予算の範囲内において、生徒が受験する検定料（同一年度内において複数の級を受験したときは、最も高額な検定料）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の交付は、同一年度内における同一生徒につき1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、英語検定を受験した年度の3月31日までに英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に検定料の支払を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

### (交付決定等)

第5条 管理者は、前条に規定する申請書の提出を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

### (交付決定の取消し)

第6条 管理者は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

### (補助金の返還)

第7条 管理者は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。